

文京区公私立幼稚園連絡協議会設置要綱

11	文総総発	第 223 号	平成 11 年 6 月 1 日一部改正
13	文総総	第 255 号	平成 13 年 5 月 9 日一部改正
15	文総総	第 6 号	平成 15 年 4 月 1 日一部改正
16	文総総	第 49 号	平成 16 年 4 月 1 日一部改正
18	文総総	第 2 号	平成 18 年 4 月 3 日一部改正
19	文総総	第 9 号	平成 19 年 4 月 2 日一部改正
21	文総総	第 9 号	平成 21 年 4 月 1 日一部改正
23	文総総	第 479 号	平成 23 年 7 月 1 日一部改正
28	文総総	第 1630 号	平成 28 年 3 月 31 日一部改正

(設置)

第 1 条 文京区内の公私立幼稚園相互の円滑な連絡を図ることにより、もって幼児教育の振興に寄与するため、文京区公私立幼稚園連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 幼稚園の適正配置に関すること。
- (2) その他協議会が必要があると認めたこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 区の職員 8 人
- (2) 区立幼稚園長会代表 4 人
- (3) 私立幼稚園連合会代表 6 人

2 前項第 1 号に規定する区の職員は、副区長、企画政策部長、子ども家庭部長、教育推進部長、子ども家庭部幼児保育課長、子ども家庭部子ども施設担当課長、教育推進部教育総務課長及び教育推進部学務課長の職にある者をもって充てる。

(会長等)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副区長の職にある者とし、副会長は、子ども家庭部長の職にある者とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の開催等)

第 5 条 協議会の会議は、協議すべき事由が生じたときに、会長が招集するものとする。

- 2 協議会には、構成員のほか、協議事項に関係ある者を出席させ、意見等を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、子ども家庭部幼児保育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、昭和50年 8月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2年 9月 10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 8年 8月 9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9年 4月 18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年 4月 3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年 4月 2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。